

部会第21回会議から第24回会議までの  
意見要旨  
（「別案」関係）

## 部会第21回会議から第24回会議までの意見要旨（「別案」関係） 目次

※意見要旨中「◎」は、第24回会議の意見を踏まえて追加したもの

1	家庭裁判所への送致	
	(1) 基本的な枠組み	1頁
	(2) その他	3頁
2	手続・処分	
	(1) 検察官送致（逆送）	3頁
	(2) 保護観察処分	5頁
	(3) 施設収容処分	6頁
	(4) その他	9頁
3	刑事事件の特例	
	(1) 全体について	12頁
	(2) 起訴強制	12頁
	(3) 家庭裁判所への移送	13頁
4	その他	
	(1) 不定期刑	14頁
	(2) 換刑処分の禁止	16頁
	(3) 仮釈放に関する特例	16頁
	(4) 推知報道	17頁
	(5) 勾留の特例	18頁

(6)	取扱いの分離	19頁
(7)	執行の分離	19頁
(8)	資格制限に関する特則	20頁

## 部会第21回会議から第24回会議までにおける意見要旨（「別案」関係）

### 1 家庭裁判所への送致

#### (1) 基本的な枠組み

- 「若年者に対する新たな処分」の対象を起訴猶予となった事件よりも広げるということは、「検討のための素案」において前提とされていた、18歳及び19歳の者が犯罪を行った場合には刑事処分を科するのが原則であるという考え方を変えることを意味する。そうすると、どの範囲の事件を「新たな処分」の対象とするかは、18歳及び19歳の者が、一方で少年法の適用対象から外れた成人であるということと、他方で20歳以上の者と比較して典型的に未成熟で可塑性が高いことから、特別な取扱いをする必要性があるということの両面を考慮した上での政策的な判断ということになると思われる。
- A案は、18歳及び19歳の者について、成人である以上は、「一定の事件」については20歳以上の者と全く同様に扱い、はじめから「若年者に対する新たな処分」の対象から除外すべきというものである。対象者の改善更生を目的とする「新たな処分」ではなく、応報と一般予防を基礎とした刑罰を科すべきということからすると、「一定の事件」は、基本的には重大な事件ということになると思われる。他方で、これまで検討されていた「新たな処分」については、最終的に課される処分の内容だけではなく、それに至る手続面においても対象者の改善更生を図るという観点から意義があるとの指摘がなされており、この観点からは、全ての事件を家庭裁判所に送致することが考えられるところ、B案はそうした観点に立つものと思われる。

もっとも、B案によっても、応報や一般予防の観点も考慮した上で刑事処分を科すべき「一定の事件」については家庭裁判所が検察官に送致する形にすれば、実質的にA案の考え方を取り入れることができる。その意味で、家庭裁判所への送致の在り方については、事件を家庭裁判所に送致した後の検察官送致の在り方と併せて制度全体としてどのような形で機能するのかという観点からの検討を行う必要があると思われる。
- A案における「一定の事件」の範囲については、18歳及び19歳の者の事件の40パーセント強を占めるとと思われる窃盗と詐欺を含めるか否かが大きな分かれ目であり、窃盗や詐欺は、同一罪名の中でも犯情にかなり差があるが、これらを全て除外すると、犯情がかなり悪くとも、家庭裁判所が「若年者に対する新たな処分」相当と判断すれば、検察官

は訴追ができないことになる。しかし、仮に18歳及び19歳の者は基本的に「成人」として処罰の対象となることを前提とするならば、検察官が訴追可能な範囲をやや広めにとるべきであり、窃盗や詐欺も、一律に家庭裁判所の判断に委ねるのではなく、まずは検察官が処分を判断することが適当ということになると思う。このように考えても、検察官が起訴猶予とすれば、家庭裁判所に送致されることになるので、直ちに家庭裁判所に送致される人員が少なくなるというわけではないと思われる。

- 窃盗と詐欺よりも重い事件についても、犯情にかなりの差があるものが存在することからすると、事件の範囲を検討するに当たっては、各罪名の中にどういった事件が実際にあり、どういった犯情の幅があるのかということ丁寧に検討する必要がある。
- 現行の少年法が有効に機能していることの大きな理由として、全件送致主義がとられ、全事件について、家庭裁判所調査官による社会調査や少年鑑別所による資質鑑別などによって、事件の原因や背景等が詳細に分析され、それに基づいて、いわば「処方箋」が描かれた上で家庭裁判所において適切な処分が選択されていることが挙げられる。全件送致主義については、軽微な事件であっても、少年の深い犯罪性の表れであるかもしれない、それをよく調査した上でその少年にとって最も適切な措置を行う必要があり、その調査と判断を行うために適した機関は、専門的なスタッフを備えた家庭裁判所であって、捜査機関ではないという考え方に基づくとされている。「別案」についても、こうした全件送致主義の意義や、それが有効に機能していることを踏まえて検討がなされるべきである。
- 現在の少年法における家庭裁判所での社会調査は、家庭裁判所が全事件について処遇選択を行うことを前提として、その際に適切に判断を行うために実施されているものであり、処遇選択と切り離された形で調査を考えても、その意義は失われてしまう。したがって、家庭裁判所への送致及び家庭裁判所から検察官への送致に関しては、現行の少年法と同様に、家庭裁判所がその全ての事件について処遇選択を行うことを前提に調査を実施する仕組みが相当ではないかと考える。
- ◎ 重大事件を犯した18歳及び19歳の者は一般的には要保護性も相当大きいと考えられ、詳細な調査によって立ち直りや再犯防止に向けた課題を把握することが不可欠であることから、重大事件については、比較的軽微な事案以上に家庭裁判所に送致する必要性が大きいし、仮に調

査・鑑別の結果，検察官に送致され，起訴される場合でも，調査・鑑別の結果は，刑事裁判においても重要な資料となり得る。したがって，重大な事件を犯した18歳及び19歳の者の事件についても，全て家庭裁判所の調査・鑑別に付することが必要である。

- ◎ 「別案」の甲案は，本来は「一定の事件」に当たらず，家庭裁判所で処分を行うべき事件について，検察官が「一定の事件」に当たると判断して直接起訴をした場合に，刑事裁判所の手続を経た上で，さらに家庭裁判所に送致して手続をやり直すことが必要になるなど，技術的にも困難を抱えているのではないか。

## (2) その他

- 「別案」は，「若年者に対する新たな処分」の対象事件や対象者を拡大することを意図したものであり，それによって処分の法的性質に影響が生じるものではないので，送致の対象となるのは飽くまで犯罪を行った場合であり，未だ犯罪に及んでいないが犯が対象とならないことは当然の前提である。
- ◎ ぐ犯の取扱いは，児童福祉の領域でも保護されずに，社会から転落・逸脱しかねない18歳・19歳の者にとってセーフティーネットの役割も果たすなど，極めて重要な意義を有しており，ぐ犯が対象とならないという制度では問題が残る。
- ◎ 「別案」においては，18歳及び19歳の者について，犯罪事実が認定される前に調査が行われるという，20歳以上の者とは異なる柔軟な手続を採るのであるから，そもそも犯罪事実があったときということを要件にするのかについても，見直しが必要なのではないか。

## 2 手続・処分

### (1) 検察官送致（逆送）

- 逆送制度を設けるとして，逆送の要件及び対象事件の範囲等をどのように定めるかについては，「若年者に対する新たな処分」の対象事件とも関連し，最終的には政策的な判断として決定されるべき問題であり，A案からC案までは，いずれも法制度として成り立ち得ると考える。

もっとも，A案については，逆送後の検察官の処分決定等の場面において家庭裁判所の調査結果を活用し得るという利点はあるが，家庭裁判所に調査のみを行わせ，判断事項もなく逆送を義務付けることが適当かという問題や，軽微な事件において対象者の負担増大が避けられないと

いう問題がある。

その上で、18歳及び19歳の者の逆送についてどのような措置を講ずるかについては、家庭裁判所への事件送致の在り方を含めた制度全体の機能という観点からの検討が必要であると考えられる。

- 「検察官送致（逆送）」のA案のような仕組みも考えられるかもしれないという趣旨の発言をしたことがあるが、それは、これまでの「若年者に対する新たな処分」の検討のように、検察官が起訴すべきものは全部起訴し、刑事処分に付されるということを前提として、起訴される事件についても家庭裁判所での調査の機能を活用すべきという観点から、家庭裁判所に全件を送致するとした場合のことであり、そのような趣旨から「家庭裁判所への送致」については、A案でなくB案を採るべきことになるし、「別案」においては、前提自体を変更する以上、「検察官送致（逆送）」のA案を採ることもあり得ないということになる。
- ◎ 原則逆送事件の運用の現状を前提として、自律的な判断能力を有する存在と位置付けられた18歳及び19歳の者が重大な罪を犯した場合への対処として不十分であると評価する場合には、「別案」のうち、甲案を採るか、あるいは乙案を採った上で、一定の重大事件について必要的逆送の仕組みを設けることも検討に値する。

また、必要的逆送の仕組みと現行の原則逆送制度との中間的な制度として、一定の重大事件については、原則として逆送することとしつつ、例外として保護処分を選択することが許される要件を、現行の少年法20条2項ただし書の要件よりも厳格なものとするなど、制度設計の選択肢の一つとして検討されてよいのではないか。
- ◎ 「別案」の乙案において、一定の事件は家庭裁判所調査官の調査の結果にかかわらず自動的に検察官に送致する仕組みを設けることについては、調査が形骸化するのではないかという疑問があり、全ての事件を家庭裁判所に送致するという乙案の利点が失われてしまうと考える。
- ◎ 原則逆送事件の運用の現状を前提とした上で、自律的な判断能力を有する存在と位置付けられた18歳及び19歳の者が重大な罪を犯した場合への対処として、原則逆送制度が適切である、あるいは十分なものであると評価する場合には、「別案」の乙案をとった上で、原則逆送制度を設ければ足り、必要的逆送の仕組みを設ける必要はないということになる。

その場合、18歳及び19歳の者の位置付けに鑑み、原則逆送事件の範囲を、18歳未満の者よりも一定程度拡大することも考えられ

るが、他方で、あまり範囲を拡大すると、重大性が相対的に低い事件までが含まれるようになり、かえって逆送すべきでないと判断される事件の比率が上昇するという可能性もあると思われる。

- ◎ 「別案」の乙案について、故意の犯罪行為によって人の生命を奪うという犯罪の性質、罪質に着目した原則逆送制度の趣旨や、原則逆送制度に関しては、検察官送致が原則とされていることにより、該当事件における家庭裁判所調査官による調査がやや形骸化しているのではないかとの指摘もあることからすると、その対象事件の拡大については、慎重に判断をすべきである。
- 逆送は、本来は家庭裁判所が刑事処分相当と判断した場合に行われるものであり、それを参考にすれば、A案からC案までのような仕組みをいずれも採用せずに、家庭裁判所が刑事処分が相当であると判断した場合に逆送するという仕組みとすることも考えられる。
- 少年法20条1項では、罰金以下の刑に当たる罪の事件については逆送の対象とされていないが、18歳及び19歳の者が、基本的な法制度において新たに重要な権利・自由を付与されたことや、実務上、交通事故について罰金見込み検送という運用が行われていることからすると、18歳及び19歳の者について、逆送の対象とする事件を限定するかどうか、すなわち、軽微な事件であっても、家庭裁判所の判断により刑事処分を選択し得る余地を残しておくかどうかとも検討課題になると思われる。

また、少年法41条前段は、罰金以下の刑に当たる罪の事件について、司法警察員から家庭裁判所に直接送致することを規定しているが、これは、罰金以下の刑に当たる罪の事件については逆送されて刑事処分となる可能性がないことに由来するとされていることから、司法警察員からの直接送致の在り方についても、逆送の対象事件と併せて検討する必要があると思われる。

## (2) 保護観察処分

- これまでの「若年者に対する新たな処分」における保護観察の期間は1年又は2年とされていたが、対象事件・対象者を拡大したとしても、個別の事案ごとに裁判所が保護観察の期間を決するには相当の困難が伴うとされる点は変わらないと思われるので、「別案」においても、保護観察期間を法定することが考えられる。

そして、2年という期間は、対象事件・対象者を拡大することに伴い、



行為責任との関係でも十分に正当化できると考えられること、現行少年法における18歳及び19歳の者の保護観察期間と同じであって処遇期間として十分なものと考えられることからすると、保護観察期間は2年を基本としつつ、現行法と同様に、良好措置としての解除制度を設けることが考えられる。

その上で、個別の事案において、2年という期間が行為責任との関係で正当化されない場合があり得ると考える場合には、例えば1年という期間を定めておくことも考えられる。

- 「別案」の処分については、対象事件・対象者の拡大により、行為責任が重い者や、それに応じて要保護性が高い者も対象に含まれてくることから、保護観察期間としても、これまで「若年者に対する新たな処分」において想定されていたよりも少し長い期間が必要になると思われ、保護観察処分の不良措置として、それなりに長い期間の施設収容処分を課すことも正当化できるのではないかと考えられる。

また、それに伴い、施設収容処分の後の社会内処遇、すなわち保護観察の期間を確保できるような仕組みも設けるべきと考える。

- これまでの「若年者に対する新たな処分」の議論においては、遵守事項違反があったときの施設収容処分を、保護観察の継続が困難となった者を短期間施設に収容し、その時点での問題に応じた施設内処遇を集中的に行うことによって、その後再び効果的に保護観察を継続し得る状態に至らせるためのものと位置付ける考え方が示されていた。

もっとも、このような考え方の前提には、「新たな処分」の対象者が比較的軽微な罪を犯したものが多いと考えられることから、遵守事項違反があったときに施設収容をすとしても、行為責任の制約の観点から、施設収容処分のみによって処遇効果を上げることができるよう、長期間の収容を行うことはできないという考え方があったものと思われる。

しかし、「新たな処分」の対象事件・対象者を拡大する場合には、施設収容処分に付することが許容される程度の行為責任の者も対象者に含まれてくると考えられ、これまでの議論とは前提が変わってくることから、遵守事項に違反した場合の施設収容処分の内容及び収容期間の在り方についても、改めて検討することが必要になると考えられる。

- 「保護観察」という呼称は、いわゆる1号観察を想起させることから、この処分の呼称については改めて検討する必要があるのではないかと。

### (3) 施設収容処分

○ 「別案」において、行為責任がそれなりに重く、仮に刑事裁判が行われた場合には懲役や禁錮の実刑判決を受ける可能性がある者が家庭裁判所に送致され、処分の対象となる場合があるとすると、施設収容処分を設けることも十分に考えられる。その場合には、家庭裁判所において、刑罰である自由刑を科すべきか、「別案」による処分である施設収容処分を課すべきかをどのような基準で判断するのかについても検討する必要があると考える。

○ 「別案」の処分については、行為責任の重い者が対象に含まれてくることから、当初からの施設収容処分も正当化されると考えられる。

そして、この施設収容処分の対象には、非常に問題性の高い者も含まれるので、それなりの長期間にわたって、本人の改善更生に資するための働き掛けができるようにすべきであり、また、同時に、施設内処遇から社会内処遇に結び付けていく仕組みも必要となる。

さらに、19歳後半の時期に処分を受ける者もいることからすると、現行の保護処分と同様に、20歳を超えても一定期間は施設内処遇や社会内処遇ができるようにしておくことも必要となると考えられる。

○ 「別案」における処分は、対象者の改善更生・再犯防止を図ることを目的として、行為責任の範囲内で要保護性に応じて行われるものであるところ、その目的は保護処分と共通しており、現行法上の保護処分がこれまで対象者の改善更生に有効に機能してきたと評価されていることからすると、「別案」における18歳及び19歳の者に対する施設収容処分による処遇についても、できる限り、現行少年院において行われている矯正教育に準じたものとするのが適当である。

なお、健全育成と改善更生は、その内容が本質的に異なるものではないので、改善更生を目的とするとしても、現在少年院で行われている処遇を、「別案」の処分において行うことができないことにはならないと考える。

○ 「若年者に対する新たな処分」の対象事件・対象者を拡大することに伴い、当初からの施設収容処分を認めることも考えられるが、その場合には、保護処分ではなく「新たな処分」であるというその法的性質に照らし、どのような処遇を行うことができるのかについての検討が必要である。

18歳及び19歳の者が成人となると、現在少年院で行われているような、24時間体制の処遇や、内省の度合いを評価することなど対象者の内心に踏み込む処遇はやはりできないのではないかと考えられるとこ

ろであり、こうした問題意識を含めて議論する必要がある。

- ◎ 「若年者に対する新たな処分」について、制裁原理に基づくもので、目的も健全育成ではなく改善更生・再犯防止とする場合には、現行の少年法の下で実践されているような、対象者の人格的な未成熟性を踏まえて、その健全な成長・発達を促し、対象者の変化に応じて働き掛けを行うといった教育的な視点が損なわれ、むしろ、再犯防止をはかるための改善更生という保安的な側面が重視され、結果的に、発達途上にある18歳及び19歳の者への対応として不十分なものとなるおそれがある。
- ◎ 「別案」は、少年法の適用年齢を引き下げを前提としたものであり、18歳及び19歳の者が「成人」とされる以上、家庭裁判所の調査・審判の機能を活用しようとしても一定の限界があり、健全育成の理念に基づく保護処分を原則とする現在の少年法におけるシステムと比べると、見劣りがする部分がある。
- 内心に踏み込む処遇はできないとの指摘もあるが、健全育成であれ改善更生であれ、本人の内心に踏み込むのでなければ、必要な働き掛けをすることはできない。
- 「別案」における処分は、行為責任の範囲内でのみ正当化される以上、収容期間が行為責任に対応する相当な期間を超えないようにする制度設計が必要である。

また、現行の少年院送致についても処遇を継続することができる上限年齢が定められていることからすると、行為責任の制約とは別に、処遇の必要性や有効性といった観点から、例えば収容期間の上限を設ける必要はないかといった点も検討課題となり得る。
- 施設収容処分について、行為責任の範囲内で期間が設定されなければならないとしても、保護観察処分について指摘されているのと同様に、家庭裁判所が行為責任の程度に応じて具体的な期間の設定をするのは困難であると思われることからすると、例えば、施設収容処分を期間に応じて3つくらい類型化しておき、その中から家庭裁判所が選択する仕組みも考えられるのではないか。
- ◎ 18歳及び19歳の者については、20歳以上の者とも18歳未満の者とも異なる中間層ないし中間類型として、その未成熟性を捉えて、それにふさわしい制度の設計をするということであれば、これらの者を成人としては整理せず、保護原理が排除されない法制度というものを構想することも十分に考えられる。

#### (4) その他

- 「別案」は、これまで議論をしてきた「若年者に対する新たな処分」の対象を拡大するものであり、それに伴って新しい論点も生じてくるが、対象者の再犯予防・改善更生を図るという目的自体については変更がないと考えられることからすると、基本的には従来議論をそのまま活用することが可能である。

そこで、基本的には従前の議論を生かしつつ、異なる検討を要する点はどこかという観点から更に検討することが有益であると考えます。

- ◎ 「若年者に対する新たな処分」が行為責任の範囲でのみ認められるとすると、行為責任が相当程度小さい事案においては、施設内で処遇する必要性がいかに高い場合であっても収容処分が認められないと考えられる上、現在の少年院で行われているような、収容者の成績によって進級し、処遇の効果を踏まえて出所期間を決めるという制度や収容継続のような制度の採用が困難になり、処分の効果が大きく減退するのではないか。
- ◎ 「若年者に対する新たな処分」について、行為責任の範囲内で行われるとしても、刑罰と異なり、行為責任の範囲内とはどこまでなのかという基準が全く分からないことからすると、行為責任の範囲内という限定を付けることが本当に必要なのかを考える必要がある。
- ◎ 「別案」において、20歳以上の成人と全く同じであるという前提に立たないのであれば、「別案」における処分について、純粹に不利益処分という整理で良いのかについては疑問がある。
- ◎ 人は、他人の利益を侵害しない限り、自由に行動する可能性を担保されるべきであり、他人の利益を侵害し、かつ、それに関する責任非難がなし得る限度で不利益を課し得るという前提を簡単に乗り越えることはできない。民法上成年となり、親権者の監護に服さず、自由に契約が締結できる者に対して、対象者のためになるという理由だけで責任主義を乗り越える処分を課すことは、一歩間違えると、一般的に、メリットがあれば責任主義を乗り越える処分を課し得るということにつながりかねない。
- 「別案」の検討は、18歳・19歳の者について、その特性等に鑑み、20歳以上の者とは異なる制度の対象とするものであるもので、制度の目的をどのように設定するのかも、論点として検討すべきである。健全育成と改善更生・再犯防止をほぼ同様のものと理解することができるのか、少年法の健全育成という目的が外れることによってできなくなるこ

- ともあるのではないかという点について、十分に議論する必要がある。
- 健全育成と再犯予防・改善更生は若干のニュアンスの違いはあるものの共通の方向性を有するものであるから、「別案」の処分については、基本的には、従来の少年の保護処分と同質の処分を課することができるが、「少年」ではないということから行為責任の制約がかかってくるという観点で説明することができると思う。
  - 我が国においては、これまで伝統的な刑罰と保護処分しかなかったため、「別案」の処分は全く新しい中間的な類型の処分という印象を与えることになるが、世界的には、かなり教育的なものも含め、改善更生・再犯防止を図るための様々な処分を刑罰という形で行う法制も多く見られるところであり、若年者の再犯防止のために役立つ選択肢を設けようという「別案」の処分の検討は、特別なことをしようとしているわけではない。
  - 18歳及び19歳の者が、民法上、成年とされることとなった場合の「別案」による処分について、刑罰の一種として再犯防止・改善更生に有効なものという捉え方をすると、少年法の延長としての処分という捉え方をするとでは、国民からの見え方が相当異なってくることに留意すべきである。
  - 「少年」の上限年齢を18歳に引き下げた場合、本来であれば大人として扱うことになるべきであるものの、それでは問題があるということで新しい仕組みが検討されているが、一般国民にとっても、加害少年にとっても、非常に分かりにくいものになっていないか。  
18歳及び19歳の加害少年は、「少年」として扱われ、守られていると思っているところ、それらの者に対して、「少年」の年齢が引き下げられ、大人として取り扱われることをきちんと認識させ、自覚を持たせるようにすることが重要であり、それが再犯防止にもつながると考える。
  - 「別案」の処分について、行為責任が相応に重い者まで対象に含まれてくると考えると、これまで考えてきた処分の性質をそのまま維持できるか、場合によっては非難の契機を含み得る、刑罰類似性がある処分という理解もあり得るのではないかという問題も生じ得るので、対象事件・対象者の拡大については、処分の性質に関する議論とも連動しながら検討する必要があると考える。
  - 鑑別について、「別案」においては、処分の対象事件や対象者が拡大されることになるので、類型的に行為責任が重い者も対象者に含まれる

ということが想定され、手続的負担に配慮すべき要請、あるいは罪証隠滅、逃亡のおそれも異なってくると考えられることからすると、少年法の観護措置と同様の身体拘束にまで及び得る措置を設けることが適当ではないか。

- 検察官関与の制度については、対象となる犯罪が死刑又は無期若しくは懲役3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪に限られており、「若年者に対する新たな処分」の対象となる事件の中に、対象となる事件が少ないとの意見があったが、対象者が拡大する「別案」においては、その前提が異なることになる。

そこで、「別案」においては、家庭裁判所の審判における事実認定手続の一層の適正化を図るという観点から、少年法と同様の制度を設けることが適当ではないか。

また、裁量的な国選付添人の制度についても、「別案」においては、少年法の観護措置と同様の身体拘束の措置を設けることが適当であるとすると、少年法の観護措置と同程度の期間、身体拘束がされる対象者が出てくることになって、弁護士である付添人の援助を受けることが相当と考えられる対象者が生じることになるため、少年法と同様の制度を設けることが適当ではないか。

- 「被害者等による審判の傍聴」について、「別案」においては、対象事件、対象者が拡大し、被害者等の審判傍聴の対象となる事件も相当程度取り扱われることになると考えられるので、少年法と同様の仕組みを設けることが適切ではないか。
- ◎ 民法上成年となる18歳及び19歳の者については、少年法上の「保護者」が存在しなくなることを前提に制度的対応をする場合、一つの方法として、事実上の監督保護者に「保護者」と同様の権利を付与し、義務を課すことが考えられるが、この方法については、例えば親であっても、18歳及び19歳の者に対しては親権がない以上、対象者を監護・教育する法的義務がないことと整合しないのではないかと、対象者に対して法的な監督権限を有しない者に「保護者」と同様の手続上の役割を果たすことを期待できるのかという疑問がある。これに対し、少年法上の「保護者」が担っている手続上の役割を個別に検討し、18歳及び19歳の者の権利を擁護するという観点から、必要と考えられるものについて、その内容ごとに、それに適する者に適する役割を与えるという方法も考えられ、この方法であれば、18歳及び19歳の者が民法上成年となったことと整合する形で、その親等の地位を位置付けることができる

と思われる。

### 3 刑事事件の特例

#### (1) 全体について

○ これまで「若年者に対する新たな処分」について検討してきたということは、18歳及び19歳の者を、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる、いわば従来の「少年」と「成人」の中間層ないし少年と成人の移行期にある者として位置付けてきたということになると考えられるので、刑事事件の特例についても、単純に「少年」又は「成人」のいずれかと同様として一律に結論を出すのではなく、個々の特例措置ごとに、その趣旨に沿って特例措置を設けるべきか否か、設けるとした場合どの範囲で設けるべきかを個別に検討していくべきである。

◎ 14歳以上の者に対しては、刑罰を科すことができるが、少年法は、対象者が成長過程であり、なお精神的に未熟であることに鑑みて、刑罰の内容を緩和する特例を設けている。仮に少年法の適用年齢を引き下げ、18歳及び19歳の者を成人として扱ったとしても、これらの者が未熟であることに変わりがないことから、政策的な観点から、いわば若年成人というカテゴリーに対して、同様の規定を設けることが可能である。

他方で、少年法の適用年齢を引き下げないとしても、18歳及び19歳の者は、公職選挙法や民法においては18歳未満の者とは異なる位置付けになっていることに鑑み、いわば年長少年として、他の少年とは区別する形で刑事事件の特例を撤廃又は修正することも、理論的には十分可能と考えられる。

そこで、「別案」の検討においては、18歳及び19歳の者にふさわしい刑罰制度の在り方について、これらの者が「成人」か「少年」かという論点とは一旦切り離して検討することが必要かつ有益である。

#### (2) 起訴強制

○ 現行少年法の起訴強制の趣旨は、少年事件については、起訴・不起訴の決定も、専門的・科学的な調査を経る家庭裁判所の判断に委ねることが少年の健全な育成に資するとの考えによるものであり、「家庭裁判所への送致」に関し、いずれの案を採用するにせよ、家庭裁判所に送致し、刑事処分相当性も含めて判断を委ねる以上、家庭裁判所から刑事処分相当として送致された事件については、起訴強制の仕組みを設けることが考えられる。他方、「検察官送致（逆送）」のA案又はB案の仕組みに

より逆送される事件は、家庭裁判所が刑事処分相当という処分の選択を行ったものではないことから、検察官に公訴提起を義務付ける前提を欠くことになると考えられる。

- ◎ 「別案」において、刑事処分相当性の判断も含めて事件処理の判断を家庭裁判所に委ねるという考え方を採るのであれば、その判断がなされた範囲では、専門的・科学的な調査を経た家庭裁判所の判断を検察官の刑事政策的判断に優先させるとした現行の起訴強制制度の趣旨は同様に妥当するので、起訴強制の仕組みを設けるのが適当である。
- 起訴強制を設けるかについて、「若年者に対する新たな処分」における家庭裁判所の調査は、現行少年法上の調査とは内容が異なると考えることも可能であること、健全育成という理念が外れることなどから、起訴強制を認める必要性はなくなるとも考えられる。また、現行少年法上の起訴強制について、送致された少年が成人になった場合にその効力は存続しないとする説も有力に主張されており、「成人」となった18歳及び19歳の者については、起訴強制の効力は適用されないと考える余地もある。この点は、前提となる家庭裁判所への送致や検察官送致の在り方にもよることから、更に検討が必要であると思われる。
- ◎ 健全育成と改善更生・再犯防止の基本的な内容は共通しており、両者を全く異質な概念として捉えるのは適切でない。そして、「若年者に対する新たな処分」における家庭裁判所の調査は、対象者を改善更生させ、その再犯を防止するためにどのような処分が必要かを判断するために行われるという意味において、その目的は、現在の少年法による社会調査と同じであって、その範囲・内容についても、現行の社会調査と同様に行い得るから、調査の在り方の違いを根拠として、この場合には起訴強制が適用されないと考える余地があるという指摘は根拠を欠くものである。

### (3) 家庭裁判所への移送

- 現行少年法上、家庭裁判所への移送が認められている趣旨は、可塑性に富み、要保護性が変化する少年の特性に鑑み、少年の状況の変化に応じて手続・処分の選択が変更できることが望ましいことによるものとされているところ、18歳及び19歳の者による事件を家庭裁判所に送致し、改善更生・再犯防止の必要性に応じて処分を行う仕組みを設けるのであれば、刑事裁判手続が進行する中で、その必要性が変化し得ることも想定されるため、家庭裁判所への移送の仕組みを設けておくことが考



えられる。

- 18歳及び19歳の者について、20歳以上の者と比較して典型的に未成熟で可塑性が高いということを理由に20歳以上の成人とは異なる特別な取扱いをするのであれば、18歳及び19歳の者の事件については、その要保護性の変化に対応して手続・処分の選択を変更できるようにするために家庭裁判所への移送が認められるべきである。また、移送制度については、検察官送致決定に対する不服申立てが認められない中で、家庭裁判所への移送の申立てによって刑事裁判所の職権発動を促すことにより、事実上、刑事裁判所に刑事処分相当性の審査を求めることができるところにも意義があるとされており、家庭裁判所段階での要保護性判断で見落とされていた事情等が刑事裁判において明らかとなつて、要保護性の判断が変更される場合があることから、家庭裁判所への移送が認められるべきである。
- 家庭裁判所への移送の仕組みを設ける場合、「家庭裁判所への送致」のA案を採るのであれば、「一定の事件」については、刑事事件を優先するとの趣旨のものであることを踏まえ、移送の対象としないことが考えられるが、他方で個別具体的な事情を考慮して家庭裁判所による処分ができる余地を残すため、当該事件も含めて移送の対象とすることもあり得る。このことは、「家庭裁判所への送致」のB案を採った上で、「検察官送致（逆送）」で「一定の事件」を必ず逆送するB案を採るとした場合についても、同様と考える。

#### 4 その他

##### (1) 不定期刑

- 不定期刑の対象とすべきかという問題は、その者の将来の改善更生に期待した上で、刑期を短縮した短期の刑を設定することが正当化できるかという点に帰結すると考えられるところ、18歳及び19歳の者について、たとえ「成人」であるとしても、精神的には未熟で可塑性に富む場合が多いということを重視する場合には、不定期刑を設けることも十分に可能であると考えられる一方、刑事責任を負う場合には自らの罪にきちんと向き合うべきで、刑の執行後の改善可能性は仮釈放の判断として検討すれば足りるという理解もあり得る。
- 刑事政策的には、18歳及び19歳の者に対して不定期刑を設けることも設けないことも可能であると考えられるが、いずれにしても、少年に対する不定期刑の運用の現状を踏まえて考察することが必要である。

- ◎ 不定期刑について、その長期を刑期とする定期刑に近い運用がされている背景、要因としては、旧少年法制定当時は短期が責任相応刑とされていたことから、その3分の1を仮釈放の要件にしたり、短期を経過した場合には刑の執行終了を認めるということが当然に想定されていたものが、今日、長期が責任相応刑とされるに至ったことから、こうした要件や刑の執行終了が構造的にも適用しにくくなったことに加え、現行法上、少年については、全て家庭裁判所に送致され、罪質及び情状に照らして刑事処分が相当とされる者だけが選別されて刑罰の対象とされるため、そもそも不定期刑を言い渡される者の中で、早期に仮釈放を許可したり、長期よりも前に刑の執行を終了することが相当と判断される者が極めて少ないことがあると考えられる。18歳及び19歳の者について不定期刑を設けるか否かを検討する際にも、こうした実情を十分に踏まえる必要がある。
- 事実として18歳及び19歳の者の未成熟性や可塑性についての評価が変わったわけではなく、これらの者を中間層とか移行期と表現するのであれば、その意味は、民法の成年年齢が下がるとしても20歳以上の者と全く同じにはできないという点にあると考える。少年に対する不定期刑が、少年の人格が発達途上にあつて可塑性に富んでおり、教育によって十分に改善更生が期待できることなどへの配慮に基づいて設けられていることを考えると、18歳及び19歳の者についても同様のことが考えられる。
- ◎ 不定期刑における仮釈放の運用を理由に不定期刑の意義の乏しさを指摘するというのは議論の順番が逆であり、18歳及び19歳の者についても、不定期刑を設けた上で、仮釈放が柔軟に行われるよう運用の改善に努めるべきである。
- ◎ 平成26年の少年法改正時の議論においては、不定期刑の実態を踏まえて、その存否も含めて検討すべきとの意見もあつたが、結果として、不定期刑は存続させた上で、長期及び短期の定め方や上限の引上げという形の改正がされた。その改正から約5年という短期間であることも踏まえると、今回、18歳及び19歳の者が典型的に未成熟であり、可塑性に富むという存在であるということに着目するのであれば、これらの者についても、不定期刑の適用を考え、仮釈放の特則も適用するのが相当ではないか。
- ◎ 18歳及び19歳の者の法的、社会的な位置付けは、平成27年6月の公職選挙法の改正や平成30年6月の民法改正によって、平成26年

の少年法改正当時とは変わっているのであるから、これらの者について不定期刑を設けないとしたとしても、平成26年改正の方向性と直ちに矛盾するものではないという説明も可能である。

- 仮に不定期刑を設けるとすれば、18歳及び19歳の者が現行法上の「少年」に近い存在として位置付けられることになると思うが、その場合、18歳及び19歳の者が可塑性に富み、未熟であることについて、明確な根拠を示さなければ一般の理解を得ることは難しいと考えられるし、特に遺族の方などから、自分の家族が殺されても不定期刑になり得るということについて納得が得られるか疑問である。

## (2) 換刑処分の禁止

- 現行少年法上、労役場留置が禁止されている趣旨は、短期の自由拘束の弊害に着目したものであり、この点を重視した場合、18歳及び19歳の者についても、換刑処분을禁止することは考えられるが、当該特例を設けると、現行少年法上の「少年」と同様に、罰金を支払わないまま済んでしまうという問題があり、18歳及び19歳の者が「成人」となることを考えると、なおさら容認し難いため、労役場留置か否かは別としても、罰金を納付しない場合に何らかの換刑処분을設けることも検討課題であるように思われる。
- ◎ 実務では、労役場は刑事施設に附置されているが、労役場留置者は懲役受刑者等とは分離された収容場所で収容・処遇されているということであり、少なくとも懲役受刑者等からのいわゆる悪風感染は遮断される収容・処遇環境にあるということができると思われる。
- 現行少年法が換刑処분을禁止している趣旨は、労役場留置が教育を目的としない短期の自由拘束であり、少年の情操に与える悪影響を考慮したものと説明されているところ、そのような制度趣旨を踏まえると、少年法上の「少年」の上限年齢が20歳から18歳になったとしても、直ちに当該特例を適用しないとすべきでなく、18歳及び19歳の者の未成熟さに着目し、実質的に情操に悪影響を与えるという観点から、換刑処分の禁止を定めることは可能ではないか。

## (3) 仮釈放に関する特則

- 現行少年法上、仮釈放の特例が設けられている趣旨は、少年に対する刑の減刑であり、少年が可塑性に富み、施設内における教育の効果がより大きく期待できることから、成人の場合よりも早い社会復帰を可能に

することにあると考えられる。18歳及び19歳の者についても、同様に精神的に未成熟で可塑性に富む者が多いことを考慮すれば、同様の規定を設けるべきという議論も十分にあり得るが、これらの者は飽くまで「成人」であり、自らの犯罪に対する法的責任に真摯に向き合うべきであること、改善更生の可能性に真剣に対応することは、現行の刑法典における成人に対する仮釈放の枠内においても十分に可能であることから、このような特例を設けるべきでないという理解もあり得る。

- 仮釈放に関する特例は、不定期刑を採用する場合のみ意味がある規定であるから、不定期刑の採否と合わせて検討する必要があると思われる。また、若年者に対しては、社会内における指導監督・補導援護の期間を一定期間確保できることが、社会復帰・改善更生のために望ましいことから、一定期間社会内処遇の期間を確保できる制度の採用が重要であると思われる。
- 少年に対する不定期刑に関しては、平成26年の少年法改正に至る法制審議会において、その存否も含めて議論がされたことから、そうした議論も踏まえた検討が必要であり、また、少年に対する仮釈放についても、執行率の現状等を踏まえた議論が必要と考える。

#### (4) 推知報道

- 現行少年法上、推知報道が禁止されている趣旨は、少年の特定に通ずる情報が広く社会に伝わって少年の社会生活に影響を与えることを防ぎ、その更生に資することにあるなどとされているところ、18歳及び19歳の者についても、同様の趣旨が妥当するとして推知報道を一律に禁止することが考えられる一方で、20歳以上の者と同様に、罪を犯した場合はそれにより生じる社会的な責任を負うべきであるとして、推知報道を禁止しないとすることも考えられる。もっとも、18歳及び19歳の者について、推知報道を禁止しないとする場合であっても、家庭裁判所の審判が非公開であることに照らせば、事件が家庭裁判所に係属している間は、推知報道を禁止することも考えられる。
- 推知報道の禁止は、少年及びその家族の名誉、プライバシーを保護するとともに、これにより過ちを犯した少年の更生を図るという刑事政策的な観点に立ったものであり、とりわけ傷つきやすく、可塑性に富む者について非公表の原則を定めたものとも説明されている。18歳及び19歳の者について、20歳以上の者と比較して典型的に未成熟で可塑性が高いことを理由に20歳以上の成人とは異なる特別な取扱いをすると

いうことであれば、現行法と同様、推知報道は禁止すべきである。また、「若年者に対する新たな処分」の手續は、家庭裁判所において非公開で行われることとなる関係で、推知報道を禁止しなければ制度上矛盾が生じることになるのではないかという観点からも十分に検討する必要がある。

- 少年法の適用年齢が引き下げられ、18歳及び19歳の者が「成人」として少年法の適用から外れることになる場合には、これらの者について推知報道を一律に禁止するというのはおかしい。事件や犯罪の実態を国民に正確に伝えるためには、実名報道が原則である一方、18歳及び19歳の者の更生への影響も考える必要がある要素であり、事案の悪質性、処分の内容等を勘案し、実名か匿名かを検討する場面は出てくると思うが、法律で規定するのではなく、報道機関の自主的な判断に委ねられるべきである。推知報道を禁ずる少年法第61条は、表現の自由や報道の自由を制約する極めて例外的な規定である。私の理解では、これ以外に報道を禁止する法律の規定はないと思う。また、少年法第61条も、憲法で表現の自由が保障されていることを踏まえて、罰則が設けられていないことにも留意すべきである。

#### (5) 勾留の特則

- 現行少年法上の勾留に関する特則については、社会的実態として、18歳及び19歳の者は未熟で可塑性に富む場合が多いという点を重視するのであれば、身柄拘束による情操への悪影響に配慮する必要性はなお認められるとして、勾留の特則を設けることが考えられる。他方で、これらの者は、民法上の成年として一般的に自律的な存在と法的に位置付けられたことを重視し、これらの者について、犯罪の嫌疑があり、勾留の理由及び必要性が認められるにもかかわらず、保護ないし福祉の観点から20歳以上の者とは異なる特別扱いをするのでは国民の理解が得られないと考えるのであれば、身柄拘束の場面における特別の配慮はもはや必要ないものとして、勾留の特則は設けないことも考えられる。
- ◎ 勾留に関しては、勾留請求や勾留の要件、勾留場所、勾留に代わる観護措置について特則が定められており、それぞれの制度ごとに個別の検討課題があると思われることから、この問題については、全体的・包括的な検討だけではなく、個別の内容ごとに具体的な検討を行うことが必要と考える。
- 実務上、警察の留置場と少年鑑別所では大きく異なり、留置場では、

他の成人の被疑者と房は違っても声が聞こえるなど、様々な事実上の影響があるように思われることから、勾留に関する特則について検討する場合には、そうした勾留場所の実情も踏まえた議論が必要だと思う。

## (6) 取扱いの分離

- 現行少年法上の取扱いの分離の特則に関し、18歳及び19歳の者は、社会的実態として未熟で可塑性に富む場合が多いという点を重視すれば、刑事事件の処理に際しても、他から悪影響や感化を受けることを防止して情操保護を図る必要性はなお認められるとして、この特則を設けることが考えられる。他方で、これらの者について、民法上の成年として、一般的に自律的な存在であると法的に位置付けられたことを重視し、あるいは、そのような立場の者に対して、刑事手続の対象となった場合に、なお保護・教育的配慮が必要であるとして20歳以上の者と異なる特別扱いをすることについて国民の納得が得られないと考えるのであれば、情操保護のための特別の配慮はもはや必要ないものとして、特則を設けないことも考えられる。
- ◎ 18歳及び19歳の者については、20歳以上の者と分離するかという点のほか、18歳未満の者と分離するかも問題となり得る。また、特に刑事施設や留置施設における取扱いの分離を定めた少年法49条3項に関しては、施設の状況等の実務上の事情も含めての検討が必要になると思われる。

## (7) 執行の分離

- 懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年については、現行少年法上、刑の執行の分離の特則が設けられているところ、18歳及び19歳の者については、民法上の成年として一般的に自律的な存在であると法的に位置付けられたことを重視し、あるいは、そのような者が刑事裁判で実刑判決を受けた場合にまで特別な取扱いをするのでは、国民の理解を得られないと考えれば、刑の執行の分離の特則は設けないこともあり得る。他方、現行少年法上の刑の執行の分離の趣旨が、少年が発達途上で可塑性に富み、他からの悪い影響・感化を受けやすい傾向にあることを考慮し、その情操を保護することであり、刑事裁判で実刑判決を受け、懲役・禁錮ないし新自由刑の執行を受けることとなった18歳及び19歳の者であっても、未熟で可塑性に富む場合が多いという点を重視するのであれば、受刑段階での情操保護を図る必要性は

なお認められるとして、刑の執行の分離の特則を設けることが考えられる。

- 18歳及び19歳の者について、刑の執行の分離の特則を設けるか否かを検討するに当たっては、我が国は留保しているものの、児童の権利に関する条約第37条(c)において、「児童」が18歳未満の者であることを前提に、「自由を奪われた全ての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離される」とされていることにも留意するべきではないか。

#### (8) 資格制限に関する特則

- 現行少年法60条に規定されている資格制限についての特則の趣旨は、少年時の犯罪については、更生の機会を与え、社会復帰を容易にするものと解されているところ、その趣旨は、18歳及び19歳の者にも当てはまると考えられる上、罪を犯した人が再び罪を犯すことなく社会生活を送る上では、仕事に就くことが重要であり、資格があることはその際に非常に有利であること、特に高校生・大学生も多く含まれる18歳及び19歳の者にとって資格を取得できるまでにかかる年数の持つ意味は重いことからすると、18歳及び19歳の者についても資格制限の特則について検討する必要がある。
- 18歳及び19歳のときに犯した罪により刑に処せられた者についても資格制限の特則を設けるかという点に関しては、当部会及び分科会における議論において、個々の資格制限規定はそれぞれの行政目的を実現するために設けられたもので、これら個々の資格制限規定について、対象者の改善更生・社会復帰という目的が常にそうした行政目的を凌駕するような一般規定を設けることがよいかどうかを慎重に検討すべきであるという意見もあったことから、「検討のための素案」に記載されていないところであり、こうした議論の経緯にも留意する必要がある。
- 資格制限の特則に関するこれまでの議論は、18歳及び19歳の者が「成人」となることを前提としたものであったが、現在は、20歳以上の者とも異なり、18歳未満の者とも異なる存在として議論しようとしているのであるから、これまでの議論とは別に、18歳及び19歳の者の実態、特に高校生でもあることなどを踏まえて十分に検討する必要があると思う。